

公表第11号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、久留米市長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和2年7月10日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	甲斐田 義 弘
久留米市監査委員	塚 本 弘 道

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
52	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 (各論) 1. 営業収益・債権 ③結果 (指摘1) 停水又は停水保留の判断について、受託業者が行っている状況であるが、停水、停水保留の判断はよりタイムリーに企業局の積極的な関与・指示のもと実施する体制の構築が必要である。すなわち、最終催告書を送付してなお納付が行われなければ、原則誓約書の提出による停水保留ないし停水となるため、最終催告書を送付しても納付がない使用者については両方で随時協議する必要があると考える。	指摘	最終催告書の納付期限後の未納者に対しては、電話または訪問による停水予告を行い、それでも納付がなければ、誓約書の提出者以外給水停止を行っていません。 令和元年度から、最終催告書でも納付のない停水予定者について、停水・停水保留の判断を企業局と受託業者がより密に情報共有を図りながら行っております。
55	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 (各論) 1. 営業収益・債権 ③結果 (指摘2) 上記の「水道・下水道滞納整理用通知書ブルーリスト」上の各債務者の状況について企業局と受託業者との間で、緊密な情報共有ができていない。今後は企業局においても毎月滞納の状況を確認し、企業局と受託業者の情報共有をより可能とするために、受託業者が把握した債務者の現況等を企業局へ報告させ、停水等についての企業局の姿勢、指示を明確にしなければならない。	指摘	「水道・下水道滞納整理用ブルーリスト」の各債務者については、令和元年度から、毎月の企業局と受託業者との定例会議や随時に債務者の納付状況や水道の使用状況等を詳しく報告させ、必要に応じて分納額の見直し等の指導を行っております。 また、納付状況に応じた給水停止の実施についても指導を行っております。
55	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 (各論) 1. 営業収益・債権 (指摘3) 滞納回数、滞納金額ともに受託業者の判断で給水を継続すべきでない債務者が複数見受けられる。企業局の営業管理課にて直接的に関与し、給水停止等の判断を下すべきである。	指摘	経済的事情等により、納付誓約書にて分割納付をしている場合、滞納回数や金額が多くなっている例もあります。 このような使用者については、令和元年度から、毎月の定例会議や随時に報告させ、滞納が増える前に納付誓約書の見直しや給水停止等の指導を行っております。
55	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 (各論) 1. 営業収益・債権 (債務者2に対する債権管理への指摘5) 「水道・下水道滞納整理用通知書ブルーリスト」上は主な店舗における債務残高を集計しているが、名寄せ後のグループ全体での債権把握、管理は行われておらず、今後は、グループ全体での債権管理を行うべきである。	指摘	水道料金は水道番号ごとに賦課・徴収しておりますので、同一使用者であっても、「滞納整理用ブルーリスト」は水道番号ごとに出力され、対応しています。 同一企業等の名寄せについては、本人の申出により一括で料金等お知らせが必要な場合に登録を行うものですが、令和元年度から、代表者に対する納付指導時にも活用しております。

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
56	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 (各論) 1. 営業収益・債権 (債務者2に対する債権管理への指摘6) 誓約書には毎月一定金額の支払がなされる旨の記載があるが、グループ全体で毎月それ以上の水道料金が発生している。誓約書は既存の債権の回収の誓約書でそれ以上の増加があればより多額の支払額を誓約させなければならない。	指摘	水道料金は水道番号ごとに賦課・徴収しておりますので、納付誓約書も水道番号ごとに徴取することとなり、誓約書の期限内に納付されなかったことによる給水停止や誓約事項の変更も水道番号ごとに行うこととなります。 令和元年度から、誓約書を取った使用者に、新たな誓約の対象となる滞納が発生した場合は、随時本人に連絡し、誓約書への追加記載又は取直しを行うほか、同一企業等で他に滞納がある場合は、それも含めて納付指導を行っております。
56	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 (各論) 1. 営業収益・債権 (債務者3に対する債権管理への指摘7) 誓約書がないにも関わらず滞納回数は21回にも及んでいる状況である。受託業者への説明を求めるとともに、企業局として受託業者をどのように管理監督すべきか検討する必要性が高い。	指摘	令和元年度から、毎月の定例会議等において、滞納の解消状況を企業局と受託業者で確認し、望ましい分納額、給水停止の実施等について協議をしております。
56	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 (各論) 1. 営業収益・債権 (債務者3に対する債権管理への指摘8) 平成24年度から停水の実行を検討しているも改善が見られない先で、受託業者の判断により債権回収を行っている。今後は、企業局の関与のもと停水も視野に入れて、誓約書に基づく債権回収に努めるべきである	指摘	令和元年度から、毎月の収納状況を企業局に報告に加え、滞納の解消状況により分納額の増額、給水停止の実施等について受託業者と協議をしております。
56	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 (各論) 1. 営業収益・債権 (債務者4に対する債権管理への指摘9) 誓約している支払額では、現年度の使用分を支払っているのみで既存の滞留債権の回収までに至っていない。企業局の関与のもと停水も視野に入れて、毎月の回収額の増加等について協議し債権回収に努めなければならない。	指摘	令和元年度から、各債務者の経済状況等に応じた適正な水道使用、分割納付額の見直し、給水停止等により、滞納の解消に努めております。

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
56	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 (各論) 1. 営業収益・債権 (債務者5に対する債権管理への指摘10) 誓約書の徴求が行われていない。滞納金額が多額であることから誓約書の徴求をタイムリーに実施することで、滞納回数も減少するものと考えられる。	指摘	令和元年度から、適切に納付誓約書を徴取し、滞納の解消に努めております。
56	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 (各論) 1. 営業収益・債権 (債権管理への全般的な指摘11) 収納業務概要(久留米市から受託業者への業務指示書)の3条滞納整理業務5項誓約書受付には、「最終催告書の納付期限までに支払えないとの相談があった場合は、原則誓約書を提出してもらい、誓約期限までは給水停止を保留する。」と定める。上記のサンプルでは、5件中3件が誓約書を徴求しているが、残り2件は徴求していない状況であった。条文上は原則徴求することになっているため、条文どおりの手続を行わなければならないし、徴求することで債務者にとって支払いへの動機づけになると思われる。	指摘	複数期の滞納により分割納付している債務者について、各期の料金の額に大きな差がある場合などに、誓約書を取っていない例がありました。 令和元年度から、債務者への支払いの動機づけとするためにも、誓約を守らなかった場合の給水停止を適切に行うためにも、必ず誓約書を取るよういたしました。
56.57	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 (各論) 1. 営業収益・債権 (債権管理への全般的な指摘12) 誓約書をレビューしたが、誓約書に記載されている支払金額は、債務者が毎月利用している金額以下の支払となっていたため、過去の債務は減少せず、債務者によっては債務額が増額している者も存在した。誓約書に記載すべき金額は、利用を継続しても現在の債務に近い将来までに解消する金額を設定すべきである。 また、誓約書の支払金額は、受託業者が債務者と協議して決定しているが、企業局の介入も必要と考える。	指摘	経済的な事情が悪化している場合等、滞納が確実に解消するとは言えない金額の誓約書を取っているケースがありました。 令和元年度から、毎月の企業局と受託業者との定例会議や随時に情報共有を行いながら、債務者の支払能力に応じた適正な分納金額の設定を実施しております。

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
57	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 (各論) 1. 営業収益・債権 ②結果 (指摘13) 企業局は、停水後から不納欠損処理前の債権残高を把握し、2年の時効完成までにとるべき手段を受託業者へ指示し、不納欠損金額の最小化に努めなければならない。	指摘	不納欠損となる事由としては、停水のほか市外転出や行方不明等が大きな割合を占めております。現在、近隣市町村の転出者については、現地訪問等を行い債権回収に努めています。 令和元年度から、行方不明者の調査や支払い督促の実施等、費用対効果も考慮しながら不納欠損額の最小化に努めております。
59	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 (各論) 1. 営業収益・債権 ③結果 (意見9) 連合水栓のため停水できなかった案件について 連合水栓で停水ができない場合、どのような方法で債権回収するか、企業局と受託業者と協議するとともに、個別事象について定期的に情報交換、回収方法の検討の会議等を行うべきである。	意見	いわゆる連合水栓の場合、通常料金の納付義務者は建物の所有者等になりますが、その料金未納により給水を停止した場合、建物の入居者が水を使えなくなることとなります。 令和元年度から、連合水栓で滞納が続いた場合は、毎月の企業局と受託業者との定例会議や随時に情報共有及び滞納の解消に向け、回収方法の検討などを行っております。
59	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 (各論) 1. 営業収益・債権 (指摘14) 不納欠損となった債権があり、かつ現在も債権残高がある債務者について 不納欠損となった債権があり、現在も上下水道合わせた債権残高は30万円超に上る状況にもかかわらず、企業局は債務者の具体的状況を把握していなかった。受託業者は、企業局の電算室から「水道・下水道滞納整理用通知書プルーフリスト」を毎月作成してもらい、現在の滞納状況の把握と回収活動を行っているが、企業局側は債務者の詳しい状況を把握していなかったことから、緊密な情報共有を図っていくべきである。	指摘	令和元年度から、毎月の企業局と受託業者との定例会議や随時に、課題がある滞納ケースについて、誓約書の内容やそれに基づく収納状況等の詳しい報告を受けるとともに、分納額や分納方法の適正化、適正な水道使用の指導、適切な給水停止の実施等の指導を行っております。
60	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 (各論) 1. 営業収益・債権 (指摘15) 債務整理開始が行われた債権について 停水等された後の債務者と債権残高を一覧にして管理把握されていないため、停水後の債務者に対する債権管理が企業局側では行われていない状況である。停水等を行った債務者についても、早期に回収活動することで不納欠損を減らすよう努めるべきであるから、企業局と受託業者で適時に協議を行い回収活動の強化を図るべきである。	指摘	現在も、企業局の指導の下、個々の事例についてできる限りの追跡調査等を行うなど、料金徴収に努めております。 令和元年度から、毎月の企業局と受託業者との定例会議や随時に、課題がある滞納ケースについて、居先の特定や料金の収納状況等の詳細な報告を求め、情報を共有して債権の回収に努めております。

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
60	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 (各論) 1. 営業収益・債権 (指摘16) 行方不明者に対する債権について 行方不明者についての回収方針などが企業局側より詳しく示されず、受託業者側の判断で回収活動を行っている。行方不明者に対する債権回収手続のマニュアルを充実させ、業務の効率化に努めることも一案である。	指摘	行方不明者については、現在も、企業局が提示したマニュアルにより債権回収を行っております。 マニュアルの内容については、必要に応じて、定期・随時の見直しを行っております。 引き続き、他市の状況等も参考にし、行方不明者対応のマニュアル等をより充実させたいと考えております。
60	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 (各論) 1. 営業収益・債権 (指摘17) 時効完成前の債権管理の強化について 年度末に1年間の時効完成債権の不納欠損処理を行う時期に企業局内で不納欠損一覧表の回覧手続が行われているが、時効完成前の債権に対する管理を強化しなければ債権回収につながらないことは自明である。滞留債権の債務者の状況について、受託業者から随時報告を受け、企業局でも検討を行う必要性は高いと考えられる。	指摘	市外転出や停水等で未納になった料金については、転居先を調べ何回も電話催告や納付書を送付して債権の回収に努めておりますが、行方不明等で最終的に未収金として残る債権があります。 令和元年度から、分割納付をしている長期未納者等の収納状況とともに、市外転出者等の未収金の状況についても適宜、報告をう受け、協議をしております。
97	上下水道部	営業管理課 総務	第4章 各論 3. 営業費用①(旅費～賃借料) (指摘1) 有料出庫数の管理について 有料出庫については、出庫先が久留米市役所売店アザレア(以下、アザレア)か公益財団法人地域地場産業振興センター(以下、地場産くるめ)の売店の何れか二つに大別される。まず、アザレアへの出庫については、先方よりファックスにて企業局に発注書が届き、その後納品する。企業局は1ヶ月分の納品を集計してアザレアに対し請求書を発行する。そのため納品時点で企業局にとっての売上が計上されるので、納品後の在庫管理の必要がないものとして運用を行っていたが、今回の監査の結果、平成29年7月19日発注分の5ケースについて、請求漏れが発生していたことが判明した。 (指摘1への改善策) 請求漏れが発生していたケースについては、アザレアへの在庫管理表の出庫データと請求額または、売上金回収額との照合等を行うことにより改善すると考えられる。照合のタイミングは随時がベストであるが、ある一定期間の合計額または数量で実施しても同様の効果はあるため、費用対効果を考慮し検討すべきである。 また、今回の計上漏れについては、平成30年度の水道事業決算において過年度損益として計上されるとのことである。	指摘	本件は、受注担当課(営業管理課)と請求担当課(総務)との連携不足により生じたものと考えております。 平成29年7月19日発注分の5ケースの請求漏れについては、平成30年度に請求を行い、過年度修正益として計上しました。 令和元年度より、受注時点で受注担当課、出庫担当課(浄水管理センター)、請求担当課で受注内容の情報共有を実施するとともに、販売管理表中に請求状況を記載し適宜状況を確認するなど、再発防止に努めております。

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
138	上下水道部	経理課	<p>第4章 各論 6. 有形固定資産② (3) 結果 ①償却資産の現物実査について (意見2) 固定資産システムに登録されている資産番号を活用して現物と固定資産システムの照合を効率的に実施すべきである。現状は固定資産システムの番号が記載されたシール等は現物に貼り付けられていない。久留米市企業局にて保有する備品(イス、机など)と同様に、償却資産を新規に取得した際、経理課担当で固定資産システムへ償却資産の新規登録入力と同時に現物へ貼り付けるための固定資産システムの番号が記載されたシールを作成することが必要である。経理課担当は当該シールを現物の主管担当部課へ渡し貼り付けるよう依頼する、または経理課担当が現物へシールを貼り付けるなどの方法を実施すべきである。</p>	意見	令和元年度から、固定資産番号を記載したシールを準備し、新規取得資産への貼付を行っております。
150 151	上下水道部	経理課	<p>第4章 各論 6. 有形固定資産② (指摘2) 次に、建設仮勘定の残高明細のうち、起工番号が古い工事ほど工事金額等の証憑との金額の突合せが困難である。久留米市企業局における文書規程第3条並びに久留米市文書規程第31条第1項では、文書の保存期間は永年、10年、5年、3年及び1年と定められており、また、必要に応じて保存期間を延長できる条項内容となっている。左記にも関わらず、起工番号が古い年度の工事で、かつ供用開始予定が不明又は予定年度が記載されている工事金額について、工事業者へ支払った際の請求書等の基礎資料を適切に保管又は保存していない状況である。建設仮勘定から他の有形固定資産勘定へ振替処理が完了するまで、文書規程で定められている保存期間を超えていたとしても、適時に担当部課の役席者による保存期間の延長手続きを実施し、工事に係る関連書類は担当部課で適切に保管及び保存しておくべきである。</p>	指摘	令和元年度から建設仮勘定に計上した工事については、本勘定への振替が完了するまで、工事の内容や請負業者、支払額や支払年月日など工事に基本データを網羅した工事台帳をデータ化して保存することいたしました。

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
155 156	上下水道部	経理課	<p>第4章 各論 6. 有形固定資産② (3) 結果 (意見6) 修繕引当金について (1) 概要で述べたように、修繕引当金とは企業の所有する設備等について毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われず、翌年度になった場合、その修繕に備えて引き当てるものである。久留米市企業局における修繕引当金残高は増加及び減少することなく、475,000 千円で推移している。修繕は、主に久留米市企業局と外部業者の修繕契約に基づき実施される状況であるが、外部業者側の何らかの理由、あるいは久留米市企業局側の都合により、当該事業年度内に修繕作業が完了しない場合も想定される。担当者へ質問する限り、毎事業年度内に修繕作業は完了しているとのことであるが、何らかの事情で行われなかった修繕がなかったのか、あるいは従前の修繕引当金を取り崩す事象は発生していなかったのか十分な確認が行われていたとは言い難い。地方公営企業法施行令第9条第6項における保守主義の原則では、「地方公営企業は、その事業の財政に不利な影響を及ぼすおそれがある事態にそなえて健全な会計処理をしなければならない」と規定しており、健全な会計処理の例として、経営の健全性を確保する必要がある場合には各種引当金を適切に計上すること等が挙げられる。また、同施行令第9条第2項では、「地方公営企業は、その事業に関する取引について正規の簿記の原則に従って正確な会計帳簿を作成しなければならない」と規定されており、久留米市企業局の財政状態及び経営成績に関する全ての取引及び事象について、網羅的かつ検証可能な形で会計帳簿を作成することが要求されている。久留米市企業局で計上されている従前の修繕引当金475,000千円の残高明細の資料は存在しないことから、当該金額を検証することは困難な状況であり、正規の簿記の原則に沿っていない。さらにこのことは、久留米市企業局において計上している修繕引当金が、定期的に行われる特別の大規模修繕に備えて引き当てられる特別修繕引当金の性質を有していたかどうかの検証も不可能としている。法改正前に引き当てられた従前の修繕引当金は、(1)概要でも述べたように、地方公営企業法施行規則第22条の規程にかかわらず、なお従前の例により取り崩すことができることとされている。ただし、恣意的な取り崩しによる利益操作と見られないよう、現状の取り崩しルールを明確化し、そのルールに応じて実施することが望ましい。具体的なルールの一例として、過年度における修繕費の平均実績額に基づき、修繕引当金の取り崩し処理を実施する方法がある。つまり、平成27年度から平成29年度までの修繕費の実績平均額を算出する。なお、実績金額の算出対象範囲は(1)概要における修繕費の表のうち、浄水管理センターの金額を対象とする。平成29年度にて、ろ過池ろ材の定期的な更新修繕費用62,294,400円(税抜き)を修繕費科目(修繕費その他 浄水管理センター)へ計上しており、平成27年度及び平成28年度において当該修繕は発生していないことから、当該修繕費は実績平均額の算出過程より除くものとする。下表は浄水管理センターに係る実績平均額である。上表にて算出した実績平均額74,297,448円と、該当する事業年度における浄水管理センターに係る修繕費を比較し、実績平均額<修繕費である場合、修繕費と実績平均額の差額分を修繕引当金より取り崩していく方法が挙げられる。また、地方公営企業法改正後の修繕引当金の趣旨に照らした場合、通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合の有無を経理課にて確認することが必要である。しかし、経理課のみで当該ケースの情報を把握することは実務上困難である。したがって、修繕作業を管理している部課と密に情報交換を図ることが重要であり、情報交換できる仕組みを構築し適時に運用することが必要である。毎年3月末までに修繕作業の管理担当部課より修繕作業一覧表なる資料を入手し、担当者へ質問することで修繕引当金の計上要否を正確にできるものと考えられる。即時に、修繕引当金の性質を理解すると共に、経理課と修繕作業の管理担当部課との情報交換を図る仕組みを構築し運用を開始すべきである。</p>	意見	<p>現在計上されている修繕引当金については、地方公営企業法の改正前に引き当てたものであり、その取り崩しについても従前の例によるとされており、そのため、取崩しのルールや計画を立て、今年度から取崩していく予定としており、取り崩しにあたっては、関係部署とも十分協議し、情報を共有しながら行っております。</p> <p>また、現在計上されている修繕引当金については、ご指摘のとおり具体的な引当の経緯等を示す関係書類が存在しないことから、今後の修繕引当金の引当においては、正規の簿記の原則に従い、引当ての経緯や内容を示す書類を作成、保存し、より適正な会計処理に努めてまいります。</p> <p>なお、法改正後の修繕引当金の有無については、予算作成時及び決算の調製時に、関係部署に聞き取りを行い、計上の要否を正確に把握しています。</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
156 157	上下水道部	経理課	<p>第4章 各論 6. 有形固定資産② (意見7) 特別修繕引当金について (1)概要で述べたように、特別修繕引当金とは数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大規模修繕に備えて引き当てるものであり、法令上の義務付けがある等修繕費の発生が合理的に見込まれるものに限り、当該引当金を計上し当期の費用とする引当金である。ただし、特別修繕引当金に計上可能な修繕は、当該修繕事業の実施が相当の蓋然性をもって予定されていること、すなわち、事業運営上不可避なものであることが必要である。久留米市企業局では平成29年度においてろ過池ろ材の定期的な更新修繕費用62,294,400円(税抜き)を修繕費科目(修繕費その他 浄水管理センター)へ計上している。平成27年度並びに平成28年度においては同様の大規模な修繕費用は発生していない。この更新修繕が、先に述べた特別修繕引当金の要件に該当するようなものであるならば、特別修繕引当金を計上することが必要であったと考えられる。なお、あくまでも引当金という見積り金額であることから、実際の修繕費用との見積り誤差が生じることは止むを得ないものの、当該誤差を修繕費用が発生した年度にて修繕費科目への追加計上又は控除等の処理をすることが必要である。特別修繕引当金の趣旨に照らした場合、経理課にて数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大規模修繕の有無を確認することが必要である。しかし、経理課のみで当該ケースの情報を把握することは実務上困難である。したがって、修繕引当金の今後の対策と同様に、修繕作業を管理している部課と密に情報交換を図ることが重要であり、情報交換できる仕組みを構築し適時に運用することが必要である。翌事業年度の予算案策定の際等に大規模な修繕が必要となる対象案件の有無を修繕作業の管理部課へ質問する、かつ過年度にて類似する大規模な修繕実績金額を把握し特別修繕引当金の見積り金額の基礎とする又は修繕実施業者より見積書を入手するなど、特別修繕引当金を見積り計上するにあたり最善の努力をすべきである。</p>	意見	<p>29年度に行われたろ過池ろ材の更新修繕は、特別修繕引当金の引当要件である法令上の義務付けがある修繕とまでは言えないものでした。特別修繕引当金に該当する修繕がないか、予算作成時及び決算の調製時に各担当課に確認を行っております。</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
160 161	上下水道部	経理課	<p>第4章 各論 6. 有形固定資産② (3) 結果 (意見8)</p> <p>(1) 概要で述べたとおり、加入金に係る固定資産システムデータ残高と会計システムデータ残高が一致していないが、どちらかのデータ残高を適切な残高金額として両者のデータ残高を一致させることが必要である。会計システムデータ残高816,058,956円を適切な残高金額と設定する場合、固定資産システムへ差異13,415,224円を加入金の対象となる償却資産(建物、構築物、機械装置、工具、器具及び備品、車両運搬具、地上権)へ紐づけて登録する必要がある。しかし、差異13,415,224円に係る残高明細の資料は存在しないことから、差異金額と対応する償却資産との紐づけ登録作業は実務上困難であると考えられる。他方、固定資産システムデータ残高802,643,732円を適切な残高金額と設定する場合、差異13,415,224円については下記の仕訳を会計システムへ入力することが必要である。</p> <p>(借方) 加入金に係る収益化累計額13,415,224円 (貸方) 加入金に係る長期前受金戻入13,415,224円</p> <p>上記の仕訳を会計システムへ入力するのみで固定資産システムデータ残高と会計システムデータ残高が一致することから、固定資産システムデータ残高を適切な残高金額として設定する場合と比較すると、実務における事務処理負担は軽減される。また、固定資産システム残高と会計システム残高に差異が生じていた問題事項は2点あり、1点目はなぜ差異が発生しているのかという要因が不明であること、2点目は差異が生じているにも関わらず、当該原因を究明せず解決策を講じなかったことが挙げられる。解決策として、下記の2点を挙げる。なお、解決策の導入の際には、久留米市企業局側のヒト、モノ、カネ等の資源的制約もあることから、当該制約と差異が生じるリスクを比較衡量し、より決算事務が効果的かつ効率的になることを考慮すべきであることを述べておく。まずは、ヒトの手作業をなくし差異が生じるリスクを減らす方法である、システム間のインターフェースの仕組みを構築することが挙げられる。インターフェースとは二つのものが接続又は接触する箇所や、両者の間で情報や信号などをやりとりするための手順や規約を定めたものを意味する。つまり、固定資産システムで財源別に自動計算された収益化金額を、経理担当者がパソコン上でポタンクリックするのみで、固定資産システム内に蓄積された収益化金額データが会計システムへ自動で取り込まれるプログラミングを構築する。紙面による仕訳起票を実施しないため、システム間の整合性は担保されることから、差異が生じる可能性は限りなくゼロに近くなると考えられる。ただし、当該方法は固定資産システム及び会計システムの更新作業が必要であり、両システムのベンダーへ作業見積りを依頼し作業することが必要になるため、久留米市企業局に係るシステム更新予算金額の枠を追加するなどの対応が必要となる。次に、ヒトの手作業にて差異が生じるリスクを減らす方法である、統制の仕組みを見直すことが挙げられる。現状、久留米市企業局の経理課においては、経理課担当者→経理課主査→経理課課長補佐→経理課課長という稟議書面等の承認体制は整備されているものの、加入金に係る収益化金額の仕訳起票の承認体制については有効に機能していたとは判断できない。収益化金額の仕訳を起票する場合、仕訳の根拠となる証憑(書面又はデータ)を閲覧し裏付けを取る過程を整備し運用を徹底する等の体制を改めて構成すべきである。</p>	意見	<p>固定資産システム上の残高と会計システム上の残高の不一致について、原因を再調査し、修正を行いました。</p> <p>今後このようなことが発生しないようシステムの構築を行うのは、資源的に難しい状況であるため、人的な対応となりますが、両システムから出力されるデータの照合を徹底いたします。</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
163	上下水道部	経理課	第4章 各論 7. その他 (現金及び預金) (3)結果 (意見1) 城島事務所と三瀬事務所において、毎日の現金実査は行っているがその記録を残していないため、改善を要する。現金は金額が僅少であったとしても、流用のリスクがあるため、そのようなリスクを防止、回避するための内部統制が必要である。金種表を作成し、記録を残すべきである。	意見	各事務所の担当者とも協議し、金種表を作成して記録を残す方法で現金の確認をすることにいたしました。
163	上下水道部	経理課	第4章 各論 7. その他 (意見2) 現金取扱者と最終確認者は別にすることが望ましい。	意見	経理課でも抜き打ちの現金実査を行っています。各事務所の担当者とも協議し、上述の金種表も使い、複数人での確認を行っております。
167	上下水道部	経理課	第4章 各論 7. その他 (3)結果 (指摘1) 差異が2千円あり、内容は不明である。一覧表による管理を始める前から生じていた差異である。 (指摘1への改善策) 基準を設けて、当該差異の処理を行うべきである。	指摘	リサイクル預託金の金額を確認した結果、管理表の数値が正しかったため、管理表の数字と一致するよう会計上の修正処理を令和元年度に行いました。